

サーキュラーシティ蒲郡ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、サーキュラーシティ蒲郡ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図に定めるサーキュラーシティ蒲郡ロゴマーク基本デザイン及び展開デザインとする。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、サーキュラーシティ蒲郡ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書（事業の内容及び具体的な使用方法が分かるもの）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請は、ロゴマークの使用を開始する前に行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の申請を省略させることができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 市が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用するとき。
- (3) 学校、図書館等が教育目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道のために使用するとき。
- (5) 個人的又は家庭内など限られた範囲において使用するとき。
- (6) その他市長が認めたとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれにも該当しない場合は、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 蒲郡市の信用若しくは品位を害すると認められる場合又はそのおそれがあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反する場合又はそのおそれがあるとき。
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動に使用されるおそれがあるとき。

- (4) 青少年の健全育成に有害な目的に使用されるおそれがあるとき。
 - (5) 市民等に誤解を生じさせるおそれがあるとき。
 - (6) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標若しくは意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれがあるとき。
 - (7) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないとき。
 - (8) 蒲郡市暴力団排除条例（平成23年蒲郡市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が使用されるおそれがあるとき。
 - (9) その他承認することが不適切と認められるとき。
- 2 前項に規定する審査の結果は、サーキュラーシティ蒲郡ロゴマーク使用承認（不承認）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（使用料）

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第6条 ロゴマークの使用承認期間は、第4条第1項に規定する使用の承認の日の翌日から起算して1年以内とする。ただし、第3条第3項各号のいずれかに該当し、使用する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、第4条第2項の規定により承認の通知を受けた者（以下「使用者」という。）からロゴマークの使用期間延長の申出を受けたときは、1年以内の期間に限り使用承認期間を延長することができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市が提供する画像データのみを使用すること。
 - (2) 承認された内容にのみ使用すること。
 - (3) 使用するデザインについて、サーキュラーシティ蒲郡ロゴマーク使用ガイドラインを遵守するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。
 - (4) 第三者に使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (5) 商標法（昭和34年法律第127号）、意匠法（昭和34年法律第125号）等に基づく新たな権利の設定を行わないこと。
 - (6) その他市長の指示する条件に従うこと。
- 2 前項の規定は、第3条第3項各号のいずれかに該当し、使用する者についても

適用する。

(完成品の提出)

第8条 使用者は、ロゴマークを使用した物品等（以下「使用品等」という。）の完成品について、完成後速やかに市長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、承認内容について変更し、又は中止しようとするときは、サーキュラーシティ蒲郡ロゴマーク使用変更等承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果をサーキュラーシティ蒲郡ロゴマーク使用変更等承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により、使用者に通知するものとする。

(使用状況の報告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させることができる。

2 使用者は、ロゴマークの使用状況等について市長から報告を求められたときは、速やかに対応しなければならない。

(承認内容の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消し、又は当該使用者に対し使用品等の回収等の措置を請求することができる。

(1) 申請書の内容に虚偽があったとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他ロゴマークの継続使用が不相当であると市長が認めたとき。

2 使用者は、前項の規定により使用承認が取り消された場合は、直ちにロゴマークの使用を中止しなければならない。

3 市長は、使用承認の取消し又は回収等により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(経費等の負担)

第12条 市は、この要綱による使用承認の申請に要した費用並びに使用の実施に

係る経費及び役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 市は、ロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対して全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(使用の非独占性等)

第14条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標又は意匠とする等独占してロゴマークを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市が奨励を行うものではない。

(情報の公開)

第15条 市長は、ロゴマークの利用促進を図る観点から、ロゴマークの使用承認の状況及び使用事例について情報を公開することができる。

(雑則)



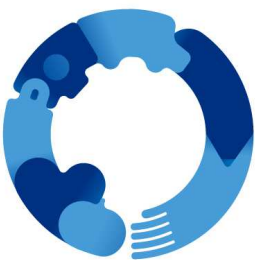


第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別図（第2条関係）

基本デザイン	
	<p>サーキュラー シティ CIRCULAR CITY 蒲郡 GAMAGORI</p>

展開デザイン	
 <p>サーキュラーシティ蒲郡 CIRCULAR CITY GAMAGORI</p>	 <p>サーキュラーシティ 蒲郡</p>
 <p>CIRCULAR CITY GAMAGORI</p>	 <p>サーキュラー シティ CIRCULAR CITY 蒲郡 GAMAGORI</p>
 <p>サーキュラーシティ蒲郡</p>	